

令和6年2月  
(第7回)

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

令和6年2月26日(月曜日)

令和6年2月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年2月26日(月曜日) 午前9時00分～午前10時00分

2 開催場所 南大隅町役場 本庁

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋口 初男
委 員	1番	淵脇 耕二
〃	2番	徳留 徳次
〃	3番	田淵 哲朗
〃	5番	溝田 耕一
〃	6番	後藤 望
〃	7番	富田 良成
〃	8番	吉永 一雪
〃	10番	川田原 司
〃	11番	北之口 洋一
〃	12番	横原 洋伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 木佐貫 公子  
事務局書記 中島 大貴  
事務局会計年度任用職員 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第24号 非農地証明願いに係る許可申請について  
議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、令和6年2月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は11名です。9番、山之口委員から欠席の届けがありました。  
よって12名中11名の出席ですので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、9名の出席でございます。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、3番の田淵委員と5番の溝田委員の両名を指名致します。  
本日の会議書記には事務局職員の中島氏と山下氏を指名致します。  
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。許  
可申請は4件です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが4件でございます。

(1ページ 議案第22号の議案書、2ページ 集計表読み上げ)

受付番号1番と受付番号2番については関連しております為、一括で審議いたします。  
資料については、3ページから5ページをそれぞれお目通しください。また、別添の  
調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

3番： 3番田淵です。2月22日13時より譲受人と田島推進委員の3名で調査いたしまし  
た。場所は、〇〇で〇〇の北隣にあります。〇〇の事務所より一段下がった場所で2  
枚とも1メートルほどのビワの苗が植えてあります。南と西側は事務所および加工施  
設、北側は荒れ地となっております。東側は〇〇の倉庫があります。譲渡人は、高齢  
であったり、町外在住で耕作の意思がないことから今回の運びとなったものです。調  
査の意見としては、〇〇は今後も規模拡大の意向を示しており問題ないと考えます。  
以上です。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありまし  
たが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等あ  
りませんか。地区担当の田島推進委員、何かご意見等ありませんか。

1番： 今回、受付番号1番と2番で単価が異なるようですが、何か聞いていますか。

3番： 現地調査の際はとくに聞きませんでした。

事務局： 金額の差が1,000円ちょっとです。面積が少し異なるので、10a換算にしたときに少し差額が出たのだと思います。

推進委員： 推進委員の岩下です。質問よろしいですか。  
ここはビワの木が植えてあるのですか。

3 番： すでに1mほどのビワが植えてありました。

議 長： よろしいですか。それではまず、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなし。でございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第22号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第22号 受付番号1番は許可することに決定いたします。続けて、受付番号2番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思ひます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなし。でございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第22号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第22号 受付番号2番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第22号 受付番号3番、4番ですが、田淵委員の親族より提出されております。よって南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退室していただきます。

(田淵委員退室)

議 長： まず、議案第22号 受付番号3番です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号3番の資料については6ページから7ページです。それぞれお目通しく下さい。また、別添の調査表についても併せてご覧いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

6 番： 6番、後藤です。2月21日、申請人と石走委員と私の3名で確認いたしました。現地は、国道〇〇号線の〇〇付近を海側に下りた地点にあります。現在は、バレイショが作付けされていまして。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんの思いが合致して今回の申請に至ったと考えます。〇〇さんは荒らしたくない意向を持っており、認めることに問題はないと考えます。以上です。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の石走推進委員、何かご意見等ありませんか。

推進委員： 石走です。後藤委員の報告のとおりで問題ないと思います。

推進委員： 野村です。いいですか。

小さい面積の贈与ですが、隣に申請人の農地があるのですか、それとも独立した農地なのですか。

6 番： 隣が申請人の農地です。

8 番： 航空写真を見ると1枚の田んぼになっているようですが、境界はどんな感じですか。

6 番： 杭の目印がありましたが、1枚となりました。

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号3番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号3番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第22号 受付番号3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第22号 受付番号3番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第22号 受付番号4番です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号4番の資料については8ページから10ページです。それぞれお目通しく下さい。また、別添の調査表についても併せてご覧いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

6 番： 6番、後藤です。こちらも私の担当区でした。2月22日、申請人と大内山委員と私の3名で確認いたしました。現地は7か所とも〇〇集落内にあります。以前から〇〇、〇〇、〇〇の5筆は譲受人が熱帯植物を作っているところです。〇〇の2筆は、今後どのように利用するか考えているところのようです。意見としては、譲受人は、手広く事業を営んでおり、大型の重機や耕作機械も多数所持しております。何らかの形で耕作しようという意向であり、認めることに問題はないと考えます。以上です。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の大内山推進委員、何かご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号4番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号4番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。  
全推進委員、許可やむなし。でございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第22号 受付番号4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第22号 受付番号4番は許可することに決定いたします。

(田淵委員入室)

議 長： 次に、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。許可申請は1件です。事務局より説明を求めます。

事務局： それでは、11ページの議案第23号の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

(11ページ 議案第23号の議案書の読み上げ)

事務局： 受付番号1番の資料については、12ページから21ページまででございます。転用目的は、一般住宅の建設に関するものです。それぞれ御目通しください。なお、農地の区分と転用目的は問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔に申し上げます。

7 番： 7番富田です。2月20日に事務局と私で確認いたしました。現地は国道〇〇号線、〇〇入口、〇〇より約300m入り込んだ畑地で綺麗に耕運されておりました。周りは

住宅、畑に囲まれたところで、947㎡のうち500㎡の申請となります。意見としては、譲受人の〇〇氏は譲渡人である〇〇氏の次男で、現在は県外にお住まいですが、帰郷して後継者として農業をすることとなり、近くに家建て、〇〇氏より経営者としての技術を身に付けていくとのこと。家族で移住するとのこと。今後が楽しみです。本申請に関して問題はないと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。ただ今、担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の大内山推進委員、何かご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは、議案第23号について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第23号について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、許可相当に賛成。でございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第23号について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第23号は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に議案第24号「非農地証明願いに係る証明について」を議題と致します。申請件数は2件です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、22ページの議案第24号の議案書をご覧ください。今月の非農地証明願いに係る証明の申請は2件です。

(22ページ 議案第24号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については、23ページから26ページです。また、その他資料に現地の写真がございますので、それぞれ御目通しください。よろしくをお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

1番： 1番淵脇です。2月21日に、半田推進委員と申請人と私で確認いたしました。現地は、〇〇線沿いの〇〇自治会内にあり、数年前まで申請人が水田として利用していましたが、高齢化により耕作不能となり、遊休農地となっております。さらに令和5年に発生した台風6号により土砂が流入し、さらに農地としての機能を失ってしまった状況にあります。調査の意見として、申請地は数年にわたり、農地としての利用がなく、遊休農地となっております。今回の土砂流入により農地としての機能を失っていること、また周囲の農地も荒廃が進み、遊休農地となっております。影響は考えられないこ

とから問題ないと思われます。以上です。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

10番： 質問があります。  
許可がおりたあとの地目はどうなりますか。

1 番： 私にて回答いたします。一応、許可が下りた後は、〇〇水路の水を利用して水力発電をつくる予定とのことです。

事務局： 補足いたします。地目に関しては、法務局の判断となるため、私たちとしては、農地ではないと判断するまでとなります。

8 番： 私もよろしいですか。法務局は非農地証明が出たら必ず現地確認をします。この場合は、雑種地になり、税金についても宅地並みになる可能性がありますね。

事務局： 申請人の申告によると、申請人がすでに水力発電業者とやりとりを行っているようです。しかし、町にはまだ話は来ておらず、計画もまだ進んでいないかと思われます。

10番： 計画があれば5条申請でもいいのではないのでしょうか。

事務局： しかし、まだ町に計画もきておらず、申請人に聞いてみても明確な業者などの回答がない状況です。

7 番： 手続きについては、本人が簡単なのは非農地になるかと。そして災害もあったため、農地として利用できないのも確実ですし。現地確認の写真を見ても非農地の状況なので、このまま非農地で審議してもいいと思います。

議 長： そうですね。それではこのまま非農地申請で審議いたします。では、判断をいただきたいと思ひます。推進委員の皆さんにお伺ひします。受付番号1番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第24号受付番号1番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第24号 受付番号1番は、非農地として承認することに決定いたします。

議 長： 次に議案第24号 受付番号2番です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号2番の資料については、27ページから29ページです。また、その他資料



に現地の写真がございますので、それぞれ御目通しください。よろしく申し上げます。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告ですが、私と宇都推進委員の担当区ですので、報告いたします。我々がまだ学生だった頃、昭和41年頃に旧〇〇町内で土石流災害が発生し、川北地区においても人災や住宅流失などの大きな災害となりました。申請人は、その崖下対策事業で町からすぐ移転をなさいと言われ、昭和47年に申請地に住宅を建設したとのことでした。当時は、あまり時間がないことと、転用に関して法律が認知されていなかったことから農地に建設したものとみられます。許可後は法務局へ申請を行うとのこと、許可やむを得ないと思います。

議長： ただ今、事務局からの説明及び報告を行いました。これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の宇都推進委員、何かご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。  
全推進委員、承認やむなし。でございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第24号 受付番号2番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第24号 受付番号2番は、非農地として承認することに決定いたします。

議長： 次に、議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(30ページ 議案第25号の議案書の読み上げ)

31ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

32ページから34ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。

議長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

事務局： 事務局にて補足いたします。〇〇さんについてはもともと〇〇で勤務されていた方ですが、この度独立することになり、〇〇で土地を借り、ハウスを建てるとのことです。

た。

10番： よろしいですか。  
ハウスはすでに建てられているのですか。それともこれからですか。

議長： これから、中古のハウスを佐多から持ってきて建てるそうです。10aほどの大きさと聞いてます。

8番： よろしいですか。  
〇〇、バレイショは作付けしているのですか。もうしていないと思っていましたが。

事務局： 〇〇親会社から前から借りていたが、利用権を結んでいなかったとのことで、相談があり、本申請にいたります。バレイショも申請のあった作物です。

議長： よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第25号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、異議なしでございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第25号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第25号は計画のとおり決定いたします。よって、町長に意見を送付いたします。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。  
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： その他、3月の行事予定について

議長： よろしいですか。他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、令和6年2月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員